有体成果物（マテリアル）提供契約書

    学校法人埼玉医科大学（以下「甲」という。）と機関名：○○○ （以下「乙」という。）は、本契約において特定された有体成果物の甲から乙への提供について、次のように契約する。
（定義）
第１条 　本契約において、次の各号に掲げる用語の意味は、他に別段の定めがない限

り、当該各号の定めるところによる。
（１）「本有体成果物」とは、甲の有する以下のものをいう。

関連研究室名：○○○

名　　　　称：○○○

創作者：埼玉医科大学（所属）（氏名）　○○○

（２）「本技術情報」とは、本有体成果物に関連する技術情報や論文等をいう。

（提供）
第２条  甲は乙に対し、本契約締結の後速やかに、第３条記載の目的の範囲内で使用

するために本有体成果物を無償にて提供するものとする。ただし、輸送や梱包等に要する費用は乙が負担するものとする。

2 　甲は、乙に対して、適宜必要に応じて、本技術情報を提供するものとする。

（使用目的）
第３条 乙は、提供を受けた本有体成果物を、乙の研究（研究課題名：○○○○○）

かつ非臨床目的のためにのみ使用する。

2 　乙は、本有体成果物を乙の研究室のみで使用するものとし、甲の事前の文書によ

る承諾なく本有体成果物（本有体成果物のクローンを含むコピーあるいは本有体成果物から得られた有体成果物、または本有体成果物に変更を加えあるいは追加をすることによって得られ、かつ有体成果物の主要な要素を備えた有体成果物を含む。）を第三者へ提供してはならない。

（秘密保持）

1. 乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約を締結している

事実、本契約の内容及び本契約に基づき甲から提供されまたは開示された本技術情

報の全てを秘密にし、第三者に開示または漏洩してはならない。但し、この義務は

本契約に基づき乙に開示された本技術情報のうち、次の各号に該当するものには適

用しない。
（１）甲からの提供または開示の時点で、すでに公知であるもの
（２）甲からの提供または開示後第三者の公表により、または甲による権限なき開示

によらない他の方法その他乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの

（３）提供又は開示の時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明でき

るもの（例えば、甲による発表論文や特許等出願の公開資料等）
（４）独立した何らの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、

但し、当該第三者によるその情報は直接にせよ間接にせよ甲から得られたものではないこと

（５）甲から提供された本技術情報に基づかないで、乙において独自に開発した情報で、これを書面で証明できるもの

（６）裁判所の命令または法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの

（非保証）
第５条 本有体成果物は研究の過程において生み出された実験的、研究的性質を有す

るものであり、甲は、乙に対して、明示、黙示を問わず一切の保証をしないものと

する。また、甲は、乙の本有体成果物の使用、保有によって発生した如何なる結果

についても一切その責任を有せず、かつ如何なる損害賠償義務（直接、間接侵害を

問わない。）を負わないものとする。

（知的財産）

1. 本契約は、甲が乙に対して本有体成果物に係わる知的財産権及びその実施権

等を与えるもではない。乙は当該の知的財産権及びその実施権等を第三者へ譲渡す

ることはできない。

2　本有体成果物の使用によって、データ、ノウハウ等、あるいは新たな発明や新規な有体成果物等が得られたときは、乙は速やかに甲へ連絡し、協議の上その権利の持分を定めるものとする。

（本契約の有効期間）

第７条　本契約の有効期間は、本契約締結の日から　　年　　月　　日までとする。

2　第４条（秘密保持）、第６条（知的財産）については、本契約終了後も継続して有効に存続するものとする。

3　第５条（非保証）、第８条（乙の使用の中止・終了及び本契約終了後の取り扱い）については、本契約終了後も、対象事項のすべてが消滅するまで引き続き有効とする。

（乙の使用の中止・終了及び本契約終了後の取り扱い）

第８条　本有体成果物の使用を中止したとき、又は終了した時は、乙は、その旨を速やかに甲に書面にて通知するものとする。

2　前項において、乙の手元に本有体成果物の残余があるときは、乙は、甲の指示に従い、速やかに残余の本有体成果物を適法に廃棄し、又は、甲に返却するものとする。

3　本技術情報は、甲の指示に従い、廃棄又は甲に返却するものとする。

4 前条の有効期間終了後、乙は、甲の指示に従い、本有体成果物及び本技術情報を適法に廃棄し、又は甲に返却するものとする。

5　第２項、第３項及び第４項に基づき、本有体成果物及び本技術情報を廃棄した場合、乙は、廃棄を証明するものを甲に提出するものとする。

（誠実義務）
第９条 本契約に定めのない事項の生じたとき、またはこの契約の各条項の解釈に

つき疑義の生じたときは、甲乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。

（合意管轄）
第１０条 本契約から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専

属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本証書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を保有する。

 　年　月　日

 　甲 住　所 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地

　 法人名 学校法人埼玉医科大学

 学校名　埼玉医科大学

氏　名　学長　　　　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　 　 乙 住　所

 法人名

機関の責任者 　 　　　 　　　　　　 　　 印

提供を受ける者 　　 　 印